

(第5章) 役員報酬規程

第1条 総則

この規程は、公益法人鹿児島県臨床工学技士会の役員の報酬等について定めるものである。この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第2条 理事会の出席

役員が理事会に出席したときは、別表1及び別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- (1) 交通費の実費が、実費弁償費の額を越える場合には、その実費とする。
- (2) 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、旅費規定により報酬及び実費弁償費を支払うことができる

第3条 理事の報酬

理事は非常勤として法人の運営に当たる場合は無報酬とする。但し常任で法人の運営に当たる場合、別途定める規定により、報酬を支払うことができる。

第4条 理事・監事の報酬

監事は非常勤として法人の運営に当たる場合は無報酬とする。但し常任で法人の運営に当たる場合、別途定める規定により、報酬を支払うことができる。

第5条 旅費

1. 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用し「職員」とみなして旅費規定の定めるところにより、旅費を支給する。
2. 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第6条 適用除外

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

第7条 補則

- この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。
2. この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

(付則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する
2. 変更：平成28年5月一部改訂

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	4, 0 0 0 円	J R 旅費を参考

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	4, 0 0 0 円	J R 旅費を参考
監事監査指導報酬等	4, 0 0 0 円	J R 旅費を参考